

2011 年 5 月 11 日

東日本大震災の復旧・復興に向けた PFI/PPP の活用に関する提言

土木学会 東日本大震災特別委員会
建設マネジメント特定テーマ委員会
インフラ PFI 研究小委員会

土木学会 東日本大震災特別委員会では、被災地の復興と安全な国土形成のために課題ごとに特定テーマ委員会を設置し、専門家による議論をもとに情報提供を行っています。

今般、建設マネジメント委員会を中心とする特定テーマ委員会において、インフラ事業への適切な PFI/PPP の適用を目的に調査研究を進めているインフラ PFI 研究小委員会（委員長：宮本和明・東京都市大学教授、<http://www.jsce.or.jp/committee/cmc/infra-pfi/>）が、東日本大震災の復旧・復興への PFI/PPP の活用に関する提言を取りまとめましたので、ここに公表いたします。

提言 1 から 4 は大震災に直接関連する事業へのものですが、提言 5 は全国の事業に言及しています。最後に掲げてはありますが、重要な提言として位置づけていることを付記します。

〔問題意識〕

- ・ PFI/PPP は公共サービス調達方式の一つとして、昨今の財政難の折、非常に有力な手法であるが、導入に際しては、PFI/PPP の特性を十分に理解したうえでの議論が必須である。
- ・ 復旧段階においては、事業実施の迅速性が重要視されることは明らかであり、公募・提案作成・事業者選定に一定の期間を要する PFI/PPP の活用において課題となる。
- ・ PFI/PPP に期待される VFM（バリューフォーマナー）向上の主な源泉は、官民の適切なリスク分担と民間のノウハウ競争であり、これらは導入可能性調査から実施方針の策定、特定事業の選定、民間提案の公募、事業者の選定さらには契約にいたる一連の過程のもとで生み出されるものである。そのため、これらの過程を省略・簡易化する手続きは PFI/PPP の導入メリットを毀損することが危惧される。
- ・ 一方で、復興財源としては従来型の公共資金調達手法のみに頼ることは困難であり、PFI/PPP による民間資金の活用を通じた財源確保が重要な選択肢となる。

〔提 言〕

提言 1：PFI/PPP に適した事業を正しく峻別し、積極的な検討を。

- ・ まず、大前提は迅速な復旧としっかりとした復興計画を立てることであり、それに基づいて個々の事業提案がなされなければならない。
- ・ 次いで、提案されたそれぞれの事業の緊急性をまず峻別し、さらに事業特性に基づいて、それぞれに適した調達方式を検討しなければならない。
- ・ 多くの復旧・復興事業について、「従来型公共事業として実施すべき事業」、「PFI/PPP でも実施できる事業」、より積極的に「PFI/PPP による実施を図るべき事業」等、調達方式を選択する必要がある。

提言 2：緊急整備が必要な施設は迅速に従来型公共事業として整備し、収益施設においては公共施設等運営権方式の導入検討を。

- ・ 緊急性が高い復旧事業に関しては従来型公共事業として迅速に実施すべきである。
- ・ PFI/PPP の検討はかえって時間遅れによる社会的損失を生む可能性がある。
- ・ 早急な復旧・整備の後、収益性がある施設については、改正 PFI 法に基づく公共施設等運営権方式の導入を検討し、適している場合はその運営権の売却料収入によって早期に公的投下資金（の一部）を回収し、復興事業の財源とすることが考えられる。

提言 3：2～3 年以内の整備を目指す施設のうち既に国内で PFI/PPP の適用実績があるものは国あるいは県の全面的な支援のもとでの PFI/PPP の検討を。

- ・ PFI/PPP は本来の事業主体が実施すべきものであるが、対応が困難な被災市町村においては、国あるいは県の全面的な支援を受けて事業形成を図る必要がある。
- ・ 既に PFI/PPP の国内事業実績がある分野では積極的に検討すべきである。
- ・ 国内実績がある事業で、既存のスキームが適用できる場合は、これを基本に事業化を図ることにより効率化と時間短縮が図られる可能性がある。
- ・ 国あるいは県が複数の市町村を広域的に一括支援することにより、個々には小さな施設であっても PFI/PPP として事業化が可能な規模まで一体化（バンドリング）することで事業効率性の向上が期待できる。

提言 4：復興計画における適切な事業形成を。

- ・ 復興計画は長期にわたるものであり、その段階ごとに施設整備計画も策定される。
- ・ 復旧段階においても復興段階を視野に入れての事業形成が必要である。
- ・ 復興計画の理念に則し地域特性を生かした事業提案を民間から募る仕組みを用意しておく必要がある。
- ・ PFI/PPP はあくまでも事業調達的手段であり、個別事業を実施する上で、それが効率的だと判断されれば採択すべきものであり、その点では平時での事業方式の選択基準に準ずるべきである。
- ・ また、何よりも、復興計画は、被災地のみならず、全国さらには国際的な視点から策定、実施されるべきものであり、対象とする事業も全国的な視野で見る必要がある。

提言 5：被災地への公的資金を確保するために、被災地以外の地域での PFI/PPP のより一層の推進を。

- ・ PFI/PPP の適用という視点から考えると、被災地にのみ着目するのではなく、全国的な視野から被災地以外での推進が被災地のために役立つ点にも着目すべきである。
- ・ 被災地へ投入すべき公的資金を確保するために、全国的に PFI/PPP を推進することにより公的財政支出を削減する視点は重要である。
- ・ また、被災地以外での公共サービス提供を PFI/PPP で効率化することにより経済活動が活性化され、それがもたらす税収増加効果も副次的に期待できる。
- ・ そのためにも、既に実績がある事業分野、特に国の補助事業分野でのより一層の促進が重要である。
- ・ また、新しい事業分野への展開を行うことも必要である。昨年度の国土交通省「新たな PFI/PPP 事業」で提案された事業等の中で適切なものについては積極的に実施していくことが望まれる。